

令和6年度 森町立保育所継続入所要項

現在、森町立保育所に入所しており、令和6年度も継続入所を希望される方は、下記内容をご確認の上、期限内に現況届等を提出してください。

ただし、保育所に継続して入所するためには、保育の必要性の認定が必要となります。

なお、現在入所している保育所からの転所を希望する場合は、新規申込みが必要となりますので、各保育所または役場子育て支援課より新規申込みに係る書類をもらい、提出してください。

※町立保育所以外への転所を希望する場合は、各施設へ直接お問い合わせください。

1 提出書類

○施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定現況届

必要事項を記入し、提出してください。

※同一世帯内で入所希望児童が複数名いる場合は、児童ごとに作成願います。ただし、他の書類につきましては、世帯で一部ずつの提出でかまいません。

※同一世帯内に障害者手帳が交付されている方がいる場合は、写しを添付してください。

○保育が必要なことを証明する書類

保育所に入所するためには、保育の必要性の認定が必要となります。

世帯の状況により必要な書類が異なりますので、下記をご確認いただき、保護者ごと必要な書類を提出してください。

①雇用されている方・・・「就労証明書」

※雇用主による証明が必要となります。

②自営業の方・・・「稼働申告（証明）書」

※お住まいの地域の民生児童委員による証明が必要となります。

③産前または産後の方・・・「出産予定証明書（写）」

※上記書類がない場合は、出産予定日がわかる書類の写しを添付してください。

※産前または産後期間（出産予定日の8週間～出産後8週）が終了した場合は、別途保育が必要なことを証明する書類を提出する必要があります。

④保護者が疾病または障がいがある場合・・・「診断書」

※病院より診断書を発行してもらってください。



- ⑤親族の常時看護、介護等を行っている場合・・・「看護（介護）証明書」又は「診断書」
※自宅で看護、介護をしている場合は「看護（介護）証明書」を、入院している場合は「診断書」を提出してください。
※「看護（介護）証明書」は、お住まいの地域の民生児童委員による証明が必要となります。
※「看護（介護）証明書」は、障害者手帳を添付してください。

- ⑥求職活動中の方（起業準備を含む）・・・「求職活動申立書」
※保育所利用開始後3ヶ月以内に、別途保育が必要なことを証明する書類を提出する必要があります。

- ⑦就学中の方（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）・・・「在学証明書（写）」
※就学予定の場合はそれを証明する書類を提出してください。

- ⑧育児休業を取得中の方・・・「育児休業等取得証明書」
※雇用主による証明が必要となります。
※育児休業終了後は、速やかに「就労証明書」を提出してください。

- ⑨災害復旧（火災などの被災世帯で復旧にあたっていること）

- ⑩その他（町長が認める上記に類する状態にあること）

〔⑨及び⑩に該当する場合は、子育て支援課子育て支援係へ相談してください。〕

※各届出が事実と相違する場合は、入所決定を取り消す場合があります。

2 保育料について

森町では令和元年10月より、森町に居住する入所児童世帯の保育料を無償化しています。

3 提出先および提出期限

現在入所している保育所に、令和5年12月29日（金）までに提出してください。

※やむを得ない理由により上記提出期限に間に合わない場合は、事前に連絡願います。

4 お問合せ先（市外局番01374）

森町立森保育所	2-2579	森町立新川保育所	2-2543
森町立尾白内保育所	2-2969	子育て支援課子育て支援係	7-1108

